

ちばけん

障害者社会参加推進センターだより

発行・編集 千葉県障害者社会参加推進センター

第27号

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県身体障害者福祉協会内

TEL 043-245-1571・FAX 043-245-1578 E-mail: bcg03245@nifty.com

<http://chibashinsyoukyou.style.coocan.jp/>



ストラップ型ヘルプマークを御存じですか！

県では、障害等により支援や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の人に支援等を必要としていることを知らせるためのストラップ型ヘルプマークを作成し、各市町村、県健康福祉センター窓口で対象者の方へ配布していますので、必要な方はぜひ御活用ください。

ストラップ型ヘルプマーク



ヘルプカード

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード

千葉県

希望したいこと

配慮や手助けして欲しいことを記載してく下さい

フリガナ **千葉 太郎**

名前 **千葉 太郎**

住所 **千葉市中央区市場町 1-1**

性別 男 女 血液型 A B O AB RH + - 生年月日 **8** 年 **0** 月 **0** 日

障害名 **00 障害**

病名 **00 障害**

担当医名 **山田 0000 先生**

電話番号 **000-000-0000**

子 関係 **(母)**

00-0000

関係 **(勤務先)**

0-0000

病院 **00 病院**

必要な配慮の内容や緊急連絡先などの詳細な情報が記載できるため、具体的な援助が得やすくなるカードです

1 ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮等を必要としていることを知らせることができるマークです。

2 ストラップ型ヘルプマークの使い方

ストラップ型になっているので、カバン等に取り付けて使用します。マーク本体の裏面に貼付できるシールを同封しており、シールには、氏名や連絡先、手助けして欲しいこと等が記入できます。より詳細に多くの情報を記載できるヘルプカードと併用し、ストラップ型ヘルプマークはカバンの外に、ヘルプカードはカバンの中に入れて持ち歩く等、工夫して携帯してください。

3 ヘルプマークを携帯している人を見かけた方へ

電車やバスで席をお譲り下さい

外見からは健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。

駅や商業施設で声をかけるなどの配慮をお願いします

公共交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降等の動作が困難な方がいます。

災害時は安全に避難するための支援や避難場所での声かけ等の支援をお願いします

視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方、人が大勢いる避難場所等でストレスを感じる方がいます。

4 配布場所

- 各市町村障害福祉担当課
- 県健康福祉センター
 - ・習志野 047-475-5151
 - ・市川 047-377-1101
 - ・松戸 047-361-2121
 - ・野田 04-7124-8155
 - ・印旛 043-483-1133（成田支所 0476-26-7231）
 - ・香取 0478-52-9161
 - ・海匝 0479-22-0206（八日市場 0479-72-1281）
 - ・山武 0475-54-0611
 - ・長生 0475-22-5167
 - ・夷隅 0470-73-0145
 - ・安房 0470-22-4511（鴨川 04-7092-4511）
 - ・君津 0438-22-3743
 - ・市原 0436-21-6391

※個別の対応については、お住まいの市町村にお問合せください

ちば障害者等用駐車区画利用証制度

ちば障害者等用駐車区画利用証制度とは

公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画を必要とする、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に利用証を交付することにより、同区画の適正利用を図る制度です。

一般的には「パーキング・パーミット制度」という名称で普及しており、令和 3 年 4 月 1 日時点で 39 府県 4 市で導入が進んでいます。

千葉県では、令和 3 年 7 月 1 日（木曜日）から所定の窓口にて利用証の申請受付を開始しています。

障害者等用駐車区画とは



施設の出入口近くに設けられ、車いす使用者等が乗降できるように幅が広く(3.5m 以上)確保されている駐車区画です。車いすの国際シンボルマークが表示され、バリアフリー法や千葉県福祉のまちづくり条例で設置が求められています。

利用証を使用できる場所

利用証を使用できる対象駐車区画は 2 種類あります。それぞれ、駐車区画の近くに設置された看板や路面ステッカー等により、上記のマークで表示しています。

[出典：千葉県ホームページ]

千葉県障害者社会参加推進センターについて

千葉県障害者社会参加推進センターは、障害の有無にかかわらず、誰もが、家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、関係団体、関係機関の協力のもと、障害者の地域における自立生活と社会参加をめざしています。

【構成団体】

（社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉協会）

TEL 043(245)1746 FAX 043(245)1578 Eメール：bcg03245@nifty.com

（公益財団法人 千葉県肢体不自由児協会）

TEL 043(245)1732 FAX 043(245)1742 Eメール：chiba-sikyou@nifty.com

（社会福祉法人 千葉県視覚障害者福祉協会）

TEL 043(421)5199 FAX 043(421)5179 Eメール：jimukyokuchibaken@tisikyo.jp

（社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会）

TEL 043(308)6372 FAX 043(308)5562 Eメール：chibadeaf@chibadeaf.or.jp

（公益社団法人 日本オストミー協会千葉県支部）

（月・火・金曜日 午前 10 時～午後 4 時）

TEL 043(309)7571 FAX 043(309)7572 Eメール：chiba-m@violin.ocn.ne.jp

（千葉県喉摘者団体京葉喉友会）

TEL 043(261)1356 FAX 043(261)1355 Eメール：shirai812@jcom.zag.ne.jp

（一般社団法人千葉県手をつなぐ育成会）

TEL 043(246)2181 FAX 043(242)6494 Eメール：info@chi-ikuseikai.com

（NPO 法人 千葉県精神障害者家族会連合会）

TEL 090(3095)7938 FAX 043(259)8729 Eメール：chibakenkaren@gmail.com

（千葉県健康福祉部障害者福祉推進課）

TEL 043(223)2340 FAX 043(221)3977